

1 適用

本仕様書は、地下鉄車両用廃棄タイヤの収集・運搬及び廃プラスチック類処理業務の単価契約に適用する。

なお、受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の許可（産業廃棄物の収集及び運搬業、並びに処分業）を受けた者とする。

2 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 業務内容

(1) 収集・運搬及び処理対象タイヤ

ア 南北線走行輪タイヤ（スチールラジアルチューブレスタイヤ）

サイズ E275/75R17.5 VSEAZ

外径 850 mm

幅 273 mm

重量 46.4 kg

イ 東西・東豊線走行輪タイヤ（スチールラジアルチューブレスタイヤ）

サイズ E14.50/75R17.5 VSE2AZ

外径 1,003 mm

幅 367 mm

重量 74.8 kg

ウ 各線共通案内輪タイヤ（バイアスチューブレスタイヤ）

サイズ E6.00-16/12PR MB(MC)

外径 730 mm

幅 162 mm

重量 15.7 kg (16.6 kg)

(2) 各車両基地のタイヤ庫からの搬出

ア タイヤ庫から運搬手段（トラック等）までの搬出

イ 搬出に要する機械（フォークリフト、クレーン等）は、各車両基地に設備されているものの使用を許可するが、要資格機械の操作については

有資格者がこれを操作すること。

(3) 運搬

各車両基地から処理場までの収集・運搬。なお、各車両基地から排出したタイヤは、指定処理施設まで直ちに運搬することとする。

(4) 処理

処理方法は焼却処理又は破砕（チップ化）処理とすること。廃棄タイヤは、産業廃棄物処理業の許可を受けた施設で処理することとし、タイヤを処理場内等に放置することのないよう直ちに処分すること。

4 廃棄タイヤの排出場所

(1) 札幌市交通局高速電車 南車両基地

札幌市南区真駒内東町2丁目1-1

(2) 札幌市交通局高速電車 東車両基地

札幌市厚別区大谷地東6丁目1-1

(3) 札幌市交通局高速電車 西車両基地

札幌市西区二十四軒1条4丁目1-2

5 支払いの方法

委託者が行う完了検査に合格した後に支払い手続きを行う。

6 提出書類

(1) 受託者は、産業廃棄物を廃棄処理するにあたり、委託者が交付する「産業廃棄物マニフェスト」に必要事項を記入して担当者に提出し、処理後速やかに委託者に対し「産業廃棄物マニフェスト」を提出すること。

(2) 各車両基地からタイヤを搬出する際に機械（フォークリフト、クレーン等）を使用する場合は、着手時に有資格作業者の免許等の写し及び別紙1の「備品借用願」を提出し委託者の承認を得ること。

なお、使用する機械は適切に管理し、返還時には現状に復すること。

7 損害の負担

作業者の故意又は重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、委託者の指示によりその損害を賠償すること。

8 機密保持の原則

札幌地下鉄車両用タイヤは、タイヤメーカーと札幌市において長年に亘る試験等で共同開発した専用タイヤであることから、タイヤ構造、トレッドパターンといったタイヤ全般に係る技術的な情報が漏洩することのないよう、収集運搬並びに処分時の機密保持を確実に厳守すること。

9 疑義

本仕様書の内容又は業務実施に関して疑義が生じた場合は、委託者の担当者と十分協議を行うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理すること。
- (2) 処分タイヤは、内部構造が最終寿命に達していることから、タイヤとしての再使用は不可能であるため、更正タイヤ等の再利用が出来ないよう、直ちに処理を実施すること。
- (3) 廃棄物の種類及び数量は、その都度委託者より指示することとする。
なお、年間の業務予定量は別紙2のとおりとする。

11 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

12 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は作業に従事する者へ本市の「環境方針」（添付）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

- (2) 受託者は、本市の環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

備 品 借 用 願 い

令和 年 月 日

(あて先)

札幌市交通事業管理者
交通局長 様

(住 所)

受託者 (商号又は名称)

(氏 名)

(業務名) 地下鉄車両タイヤ廃棄処理 (収集運搬処分)

上記業務のために備品を借用させていただきたく、ご許可くださいますようお願い申し上げます。

1. 借用期間 (自) 契約書に示す着手の日から
(至) 令和6年 3月31日

2. 借用する備品

場 所	品 名	番 号	形 式
	クレーン		
	フォークリフト		

廃棄処分タイヤの年間発生予定数量（令和 5 年度）

タイヤ種別・数量	南車両基地	東車両基地	西車両基地
E275/75R17.5 VSEAZ	501 本		
E14.50/75R17.5 VSE2AZ		700 本	462 本
E6.00-16/12PR MB(MC)	240 本	339 本	196 本

※ 上記の発生数量は年間の予定数であり、それぞれの発生数量を変更する
場合があることから、委託者の各車両基地担当者の指示により収集運搬を行
なうこととする。

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

地下鉄車両タイヤ廃棄処理(収集運搬処分) 積算内訳書

金

円

単契リスト 214-1

令和5年度 車両課

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
南北線走行輪	E275/75R17.5	本	1			

地下鉄車両タイヤ廃棄処理(収集運搬処分) 積算内訳書

金

円

単契リスト 214-2

令和5年度 車両課

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
東西・東豊線走行輪	E14.50/75R17.5	本	1			

地下鉄車両タイヤ廃棄処理(収集運搬処分) 積算内訳書

金

円

単契リスト 214-3

令和5年度 車両課

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
各線共通案内輪	E6.00-16/12PR	本	1			